



# 大島区地域協議会だより

第37号

令和3年10月発行 発行：大島区地域協議会 編集：編集グループ2  
事務局：大島区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL 025-594-3101

## ～ 出張地域協議会を開催します ～

地域協議会の活動を皆さんに知ってもらい、地域協議会委員が皆さんのお話を伺うことによって、地域課題等を把握するため、下記のとおり出張地域協議会を開きます。皆さんお誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。

### <開催日程>

開催地区	日程	会場
旭地区	11月24日(水) 【午後6時30分から】	旭農村環境改善センター
菖蒲地区	12月	菖蒲農村環境改善センター
大島地区	1月	大島生活改善センター
保倉地区	2月	若者交流会館

※12月以降の開催日時については、別途、総合事務所だよりや防災行政無線でお知らせします。

### <概要>

- ◎地域協議会（会議の傍聴）
- ◎地域協議会委員との意見交換会



### <申し込み及び参加について>

◎申し込みは不要です。都合の良い会場へお出かけください。

※手指消毒、マスク着用や検温にご協力をお願いします。

また、微熱や体調がすぐれない場合は、参加を控えてください。

### ～ 地域協議会とは ～

各区に設置する地域協議会は、“自主自立のまちづくり”を推進するため、様々な立場の住民同士が、地域住民としての観点から地域の課題や活性化などについて話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組むとともに、市長に意見として伝えること等を行う機関です。

# 市からの3件の諮問に対して答申しました

## 地域協議会の動き

地域協議会の審議概要をお知らせします。

### ○第4回地域協議会 8月11日(水)

諮問第103号 上越市過疎地域持続的発展計画(案)について、担当課である自治・地域振興課から説明がありました。

委員からは、計画の見直し時期や移住・定住・地域間交流について意見や質問がありました。

### ○第5回地域協議会 9月3日(金)

諮問第103号 上越市過疎地域持続的発展計画(案)に対し、地域住民の生活への支障なし、附帯意見なしとして答申しました。

委員からは、子供の育成や移住・定住について意見がありました。

また、諮問第104号 大島ゆきわり荘の廃止について及び諮問第105号 大島農業実習交流センターの廃止について、担当課である農村振興課から説明がありました。

委員からは、大島農業実習交流センターの廃止後の取扱いについて質問がありました。

### ○第6回地域協議会 9月29日(水)

上越市過疎地域持続的発展計画(案)の答申に対する回答についてや「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について、総合事務所から報告がありました。

また、諮問第104号 大

島ゆきわり荘の廃止について及び

諮問第105号 大島農業実習交流セン

ターの廃止について地域住民の生活への支障はなし、附帯

意見なしとして答申しました。

また、総合事務所から出張地域協議会や地域協議会だよりなどについて説明がありました。



▶ 地域協議会での審議の様子

## 諮問・答申とは?

諮問とは、地域協議会に対して、市長が政策判断の参考とするため、区内の重要な公の施設(集会施設など)

の設置・廃止・管理の在り方に関することを決定・変更しようとする場合などについて「区内の住民の生活に及ぼす影響」の観点から意見を求めるものです。

地域協議会は、諮問された事項を話し合い、その結果を市長に対して答申という形で回答します。答申に当たっては、地域協議会は「地域住民の生活に支障なし」または「地域住民の生活に支障あり」の判断をします。また、話し合いの中で必要と判断した場合は、答申に関連する事項として意見を付け加える(附帯意見)ことができます。

地域協議会の答申については、市長により尊重されますが、答申の内容によっては法令による規則や全市的な行政改革の取組状況、財政状況、住民の合意形成の状況などを踏まえ、地域協議会の意見と異なる取扱いをする場合もあります。その場合、市長は地域協議会にその理由を説明することとなります。

### ○地域協議会の資料や会議

録については、市ホームページをご覧ください。総合事務所でも確認できます。

